

平成 27 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

平成 27 年 9 月 14 日（月）午前 9 時 30 分から正午まで

2 開催場所

岩手県庁 12 階特別会議室

3 出席者

(1) 委員（8 名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、菊池 信弥 委員、熊谷 友子 委員、
佐藤 善男 委員、新井田 信也 委員、山田 佳奈 委員

(2) 県側出席者

佐藤総務部副部長兼室長、山崎入札課長（総務部）、菊池主幹兼総務担当課長（医療局）、千田主
幹兼予算経理担当課長（企業局）ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 あいさつ（佐藤副部長）

平成 27 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、当委員会の運営につきましてご協力いただき、また、日頃から県政の推進にご尽力いただいていることに対しまして、深く感謝申し上げます。

東日本大震災津波から 4 年 6 ヶ月が経過いたしました。

県では、他の団体等からの職員の派遣等を受けまして、かつてない規模と体制で復旧、復興に臨んでいるところでございます。東日本大震災津波復興計画の仕上げとなる、今年度以降の 4 年間は、災害公営住宅や復興支援道路の完成など、復興事業がピークを迎えることとなります。

このような中、県営建設工事の発注状況等を見ますと、大規模工事が多数発注され、資材・技術者の不足等を理由とする入札不調が高い割合で発生したことから、速やかな復旧・復興事業の実施のため、入札不調対策が課題となっているところでございましたが、県といたしましても、これまで、入札参加資格要件の緩和や労務単価の引上げなど、必要な対策を講じてきたところでございまして、昨年の後半からは、入札不調の発生状況は前年度を下回って推移している状況にあります。今後も、状況を注視しながら、関係部局等と連携して対応して参りたいと考えております。

本日の委員会におきましては、平成 26 年 12 月から平成 27 年 7 月までの契約工事について、ご審議いただくほか、本年 4 月から施行されました「県が締結する契約に関する条例」についても資料を添付してございます。

ご審議の中で、委員の皆様からいただいたご意見等を踏まえまして、今後の取り組みに活かしてまいりたいと存じますので、ご忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

6 議事（議長：委員長）

本日の会議は、全て公開とする。

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続きの運用状況等の報告について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料 No. 1～4）

イ 入札の取止めの状況について（資料 No. 5）

ウ 落札率データについて（資料 No. 6）

エ 指名停止等の措置状況について（資料 No. 7）

[質疑等]

【委員】

資料 No. 1 に関連して震災復旧復興工事の件数についてですが、件数が減ってきているという説明がありました。前回の委員会るとき、今年度は本格復興邁進予算ということで進めていくという説明がありましたが、今回の説明では、昨年に比べて緩やかな発注のスタートで、全体的にも件数は減少するという説明でした。本格復興であるけれども件数が減少するという点について、それで良いのでしょうか。

（事務局）

発注件数は発注時点の件数ですが、工事の施工そのものは大規模で2年3年と期間がかかります。このときに、予算上、債務負担行為というものを組みます。予算では、工事期間中の初年度に必要な経費、2年目に必要な経費、3年目に必要な経費をそれぞれ予算として組むこととなります。これは工事の進捗、出来高に応じて各年度に予算を組むもので、例えば、昨年度は発注件数は多かったのですが、着工の初年度のために、発注件数は多くても、それほど出来高が上がらないため予算額も低くなりますが、今年度に入って各工事の出来高が7割、8割まで上がってきますので、今年度の予算もそれに伴って大きく組まれることとなります。このような形で、今年度の本格復興の工事の事業費としては大きいものになっているのですが、工事の発注そのものは、その前にピークを迎えているという形になっています。

【委員】

2点ほど。資料 No. 5 参考の部分、未契約件数についてですが、平成25年度6件、平成27年度19件で、これは足して25件になっているという理解でよろしいでしょうか。次年度に繰越しているのでしょうか。

（事務局）

別々の工事で、合計25件になっています。

【委員】

分かりました。もう1点、資料 No. 7 の指名停止の関係で、不正不誠実行為ということでしたが、行政側で発注して結果的に工事成績不良ということになったと思いますが、このような工事成績になった理由について、業者側だけの責任なのか、あるいは、行政側のチェック体制の不備等もあってこのような工事成績を招いたのか、そのあたりの発生した要因について何かありますでしょうか。発注者側の反省点を踏まえて何か対策があれば、工事成績不良も未然に防げるのではないかと思いますのでお聞きします。

（事務局）

工事の進捗管理については各工事担当課で行っているもので、工事が完了して検査を行って点数をつ

け、それが 65 点未満となったときに当方に報告がきて、その結果、工事成績不良で指名停止となります。工事担当課では契約等に基づき、個別に事業者を指導していると伺っていますが、工事成績が 65 点未満となるのはかなり異例のケースと考えています。通常は、工事担当課がきちっと指導して施工していただいている中であって、今回は、特定の業者について工事担当課が対応に苦慮したケースと聞いております。引続き、担当部署で業者の指導を行いながら、今後も気を付けて見ていくということになるかと思いますが、いただいたご要望について担当部署に伝えて参りたいと思います。

【委員】

資料No.5に関連してですが、取止めの対策として設計単価の見直し等の対策を取られたようですが、具体的に労務費などは何パーセントぐらい上昇したのでしょうか。

(事務局)

40 パーセント程上昇しているところです。

【委員】

単価上昇が今後の工事計画と申しますか、発注、件数に影響が出るということもあるのでしょうか。

(事務局)

労務費に関しては、震災前と比較すれば現状、40 パーセント程上昇しているところです。実際の市場価格に合わせて、それ程タイムラグをおかずに県の積算に反映させているという対応をとっているところです。

2点目ですが、工事費が上昇したことによって・・・

【委員】

工事費が上昇したために予定した工事を絞ると申しますか、予算の関係でそのようなことはあるのでしょうか。

(事務局)

復旧復興工事については、やらなければならないものですので、国からの財源などを活用しながら必要な工事は予算化しているところです。ただ、工事件数に関しては、技術者不足の問題から工事件数を減らすということが必要になってきますので、工事費の高騰とは関係なく、例えば、関連する工事や近接する工事などを一つにして、技術者も一人の配置で済むような形で、少しでも業者が受注できるように発注を考え、対応しているところです。

【委員】

落札率についてお伺いします。落札率はだいぶ上がってきているようですが、また、復旧復興工事の労務単価等も上げているようですが、これは復旧復興工事以外の工事でも見直した単価を使っているということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。また、落札率の向上につきましては、復旧復興工事以外も含めた全ての工事で低入札価格調査制度を導入し、調査基準価格、失格基準価格というものを設けて運用しているところですが、これらの基準価格を引き上げますと落札率も上がってきますので、これらの見直しを行って、結果、復旧復興工事に限らず、落札率が向上してきているという面もございます。

【委員】

労務費を含めて、工事単価は全国平均よりも高いのでしょうか、低いのでしょうか。

(事務局)

各都道府県とも国の単価をベースにして対応していますので、全国的に同じような形になっているも

のであります。

【委員】

以前に当委員会で低入札が話題になっていた時に、単価は、岩手県の単価か、全国の単価かをお聞きしたところ、全国単価であると回答いただいたと記憶していますが、そうであれば、岩手県だけではなく、全国の単価もここまで上がっていると捉えてよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。また、落札率については、上昇した単価を用いて積算しているため予定価格もあがる形になりますが、落札率は、その予定価格に対するものとなっています。

【委員】

そうすると復旧復興工事が落ち着くと、単価も下がる可能性があるということになる訳ですね。

(事務局)

国の方で状況を判断しながら単価を定めてますので、状況が変われば単価が落ちるという可能性もあるかと思えます。

【委員】

単価が落ちると、それなりの対策、県の対策はどうするのかという話になっていく訳ですね。

(事務局)

基本、単価は、労務費、資材費など実勢価格をベースに設定されておりますので、実勢価格が落ちていけば、実勢価格に合わせて必然的に単価も落ちていく形になると思えます。

【委員】

落札率の件についてですが、低入札でいろいろと問題になった経過もあったようですが、落札率というものは基本的に高い、予定価格に近い方が良い、というふうにお考えでしょうか。

(事務局)

入札制度、調達に関しては、良いものを安くという基本的な考えで、地方自治法の定めを踏まえて対応していますので、基本は一般競争入札となりますが、各県の地域事情を踏まえた条件を付ける、地域要件ですとか実績要件ですとかの要件を付ける、条件付一般競争入札を行っています。

いわゆる落札率については、競争の中で最終的に決まるものと思えますので、落札率何々を目標にするというのは、本来はできないものと考えています。ただ、行き過ぎたダンピング、低価格入札があると、業者の疲弊や下請企業へのしわ寄せ、労働環境も悪化してくるということもあります。また、地域の建設業の育成、保護と申しますか、例えば、災害の時に地域で力を出すのが地域の建設業であるということもありますので、それらを継続するという面でも企業の収益性は必要であると考えており、そのようなことも入札制度においては考慮しているところです。

特にも、岩手県は全国的にも落札率が低い時期もあり、反省を踏まえて、一つの方法として、低入札調査価格制度の調査基準価格、失格基準価格の引上げを行いまして、落札率も結果的に上がってきているという状況です。

ただ、落札率をどこどこに設定するということは、制度の性格上、無理があると思えますので、全体を考えた対応をしてきているところでございます。

【委員】

一方では、一者入札の落札率では、ほとんど予定価格と同額となっているものあり、要するに、競争原理が働いていないのではないかと見られるものもあったのでお聞きしたところでは。

(事務局)

1者入札は、震災前は競争性の観点から取止めとしていたところですが、震災後、1者入札が激増し、このままでは復旧復興工事が進まない状況にあったことから、1者入札であっても取止めしないというふうに見直した経過がございます。

また、1者入札であっても、基本的に電子入札においては、何社が入札に参加しているかは参加者にはわからないシステムですので、例えば、たまたま予定価格と同額で工事をとれば良いと思って入札参加した業者が、結果、その1者のみの参加となって落札した場合に、落札率が100%となることが考えられます。電子入札システムでは、基本は他者の応札行動が分からないようになってございます。

【委員】

そうすると、工事の内容とかを見てなんとなく1者になりそうだな、と想定して高く入れている訳ではなくて、結果としてそのようになっていると理解すればよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

【委員】

資料No.7の指名停止についてですが、不正不誠実行為の評定点の基準といたしますか、これは施行中の運営の成績が下がったということになるのか、それとも造ったもの自体の品質等が良くないために点数が下がったものなのか、どういったものの点数でしょうか。

(事務局)

工事成績に関しましては、施工中の施工状況と工事によって造られるものの出来形と品質管理の面についてトータル的に工事成績を点数化するものです。65点未満となるのはかなり珍しいケースで、一般的に工事を進めるときには、発注者側で監督員が施工のプロセスをチェックしますが、その際に、施工等が悪い場合には改善指示を出し、改善しながら工事を進めていくものですが、それでもなお改善されずに最終的に出来形の管理とか品質管理が仕様書に基づく基準を満たさなかった場合に点数が大きく下がって65点未満になる、というケースがほとんどです。

【委員】

こういった場合に、出来上がったものの品質が良くなかった場合には、そのままとしておくものなのでしょうか。もう一度、基準を満たすように工事を行うということはあるのでしょうか。

(事務局)

品質が基準を満たさなかった場合ですが、工事完成後に完成検査を行い、検査後に修補という形で基準を満たすように工事のやり直しをしていただくこととなります。最終的に基準を満たすものを納めていただくということで対応しております。

【委員】

それは基準を満たすように業者が行うということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

【委員】

発注をして、落札後、契約後に資材の高騰等で価格が上昇するという変動もあり得ますでしょうか。

(事務局)

契約後の単価上昇への対応については、契約書に急激な物価変動に対応する条項があり、物価上昇が生じた場合にはスライドと申しまして、受注者の請求によって発注者が確認し、影響が出ているということがあれば、単価を見直して変更契約を締結するという対応を取っています。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

抽出工事の選定について報告（資料No. 8）

【委員】

事務局から依頼を受けまして、8月27日に対象工事を抽出いたしました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、予定価格1億円以上の条件付一般競争入札から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的に大きく、落札率が高い（あるいは低い）ものとし、復興工事が増加して応札者数が低調な状況の中で、入札参加者が比較的に多い工事を抽出いたしました。また、これまで当委員会で審議した工事の業種や地域、発注機関のバランスも考慮いたしました。

以上により、お手元の資料No.8のとおり、4件の工事を抽出いたしましたので、報告いたします。

[担当部局から説明]

一般国道340号（仮称）大峠トンネル築造工事（資料No. 9）

[質疑等]

【委員】

施工実績、技術者要件の中のNATM工法とは、どのような工法でしょうか。

（道路建設課）

NATM（ナトーム）工法ですが、これは山岳トンネルでは標準となっている工法です。工法を端的にお話ししますと、発破や掘削機械によってトンネルに穴をあけていき、随時、枠組みと吹付コンクリートで強度を保ちながら進んでいくという、オーソドックスな工法となっています。

【委員】

個別要件の設定についてですが、工事内容によって設定する個別要件を準則か何かで定めているのかどうか、工事毎に差異や異同があるものと思うが、どのようにして個別要件を設定しているのか、判断、基準があるのかお聞きしたい。

（事務局）

各委員のお手元のチューブファイル、規定集がございます。その中の見出し7をお開き願います。

個別の設定基準につきまして、例えば、7-12頁、7-13頁の別紙4、施工実績要件及び技術者資格要件の設定基準をご覧いただきたいと思えます。

今回の工事で申し上げますと、施工形態が3者JVですので、2の(2)の②の表により、代表者の施工実績要件は、原則として対象工事の施工数量の10分の6程度以上となっておりますが、米印1により、特殊・専門工事で施工難易度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする、と設定しています。今回のトンネル工事は特殊・専門工事に該当し、施工数量は10分の8として設定してございます。また、技術者資格要件につきましても、同表により要件を設定しているものでございます。

これらを基準としまして、入札審議会で個別に参加資格要件を設定しているものでございます。

また、見出し8は、施工実績要件（例）でございますが、これを参考に、工事内容にあった実績要件を設定して、入札公告しているところでございます。

資料No.9の2頁、入札参加資格設定の経緯及び理由にございまして、これらの設定基準及び前回の小峠トンネル工事の事例を参考に要件設定しているものでございます。

【委員】

NATM工法は設定基準から導き出してきたものではなくて、現実にこのような工法があって、今回の工事で採用することとしたということ、それから、小峠トンネルの時も同じ工法だったのでしょうか。

(事務局)

そうです。

【委員】

県内各地のトンネル工法はNATM工法ということになるのでしょうか。違う工法というものはあるのでしょうか。

(道路建設課)

道路トンネルに関していいますと、県内の場合はほとんど山を抜けるためのトンネルです。東京などでは、地下というものもございいますが、岩手県の場合は山を抜けるトンネル、いわゆる山岳トンネルということになりますので、この場合、標準工法でありますNATM工法を用いるということになります。今行われている道路トンネルに関しましては、全てNATM工法となります。

【委員】

将来的に新たな工法ができるまでは、このNATM工法で施工要件を設定していくということになりますでしょうか。

(道路建設課)

そうです。

【委員長】

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

岩手県立山田病院新築（機械設備）工事（資料No. 10）

[質疑等]

【委員】

低入札落札となったということでしたが、この業者に決定したという経緯をもう一度、説明願います。

(医療局)

低入札でしたので、資料11ページにあります数値的判断基準による判定を行いまして、各費目毎にいずれも合格となりましたので、落札者に決定したところです。

【委員】

判定基準のパーセントは、この資料の中で決められたのでしょうか。

(医療局)

低入札価格調査制度の規程の中で決められている判定基準です。

【委員】

数値的判断基準についてですが、各費目で金額を算出して判定していますが、場合によっては最低の落札価格がこの判定基準の合計額まで下がるということもあるということでしょうか。

(医療局)

それぞれの項目のぎりぎりの線で満たしているとすれば、金額上はそのようなこともあり得ます。

【委員】

そうしますと、調査基準価格との差、その間の価格というものについてどのような考えがはいつてく

るものでしょうか。ここまで下がっても良いという基準が別にあって、調査基準価格を出す違いといたしますか。

(事務局)

本県では、低入札価格調査制度で入札を行っていますが、もう一つ、自治法上、認められている最低制限価格制度というものもございます。本県の工事では最低制限価格制度は採用していませんが、これは最低制限価格を下回れば即失格となるものです。

低入札価格調査制度の下では、調査基準価格を下回っても即座に失格とはせず、調査基準価格を下回っても企業によっては適正に施工できる場合もあるという前提で考えておりますので、調査基準価格を下回った場合にはまずきちっとした施工が出来るか調査をしましょうということにしています。ただし、金額的にこれ以上下がったら、やはり施工はできないでしょうという基準が数値的判断基準になります。また、この数値的判断基準ですとかなり低い価格となるということもありますので、10 頁の表に失格基準価格とありますが、失格基準価格を設けております。今回は空白になっていますが、これは5者未満の応札者の場合は失格基準価格を適用しないこととしているためです。失格基準価格が適用されますと、調査基準価格と数値的判断基準の間に失格基準価格というラインが入ってきますので、この価格を下回った場合には、数値的判断基準を行うまでもなく失格と判定されます。

先ほどから話がでておりますが、この調査基準価格、失格基準価格のラインを上昇させることによって、落札率も向上しつつあるというところでございます。

5者未満に失格基準を適用させないとしていますのは、ある程度、ダンピング防止、過当競争を想定して設計しておりまして、少数の企業で競争する部分については、失格基準を適用する必要はないだろうという前提もございまして、5者未満の場合には失格基準を適用しないと、ただ、数値的判断基準がありますので、その部分でみていくという対応をしているところです。

【委員】

5者以上の場合は数値的判断基準は使わないということですか。

(事務局)

5者以上でも数値的判断基準は使いますが、その前に失格基準価格がありますので、金額としてはこちらのほうにひっかかることとなります。

【委員】

失格基準は下回らないけれども、数値的判断基準の各費目で下回れば失格になる、ということですね。

(事務局)

そのとおりです。

【委員】

確認ですが、数値的判断基準の各費目の一つでも下まわれば失格になるということですね。それから、入札公告で事前公表になるのは予定価格だけで、それ以外の数値的判断基準などは公表しないということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

【委員】

11 頁の欄外に、全ての入札者がいずれかの費目において判定基準を下回る場合は、合算額により判定する、と記載されていますので、例外もあるということですね。最終的に一つの費目がダメでも、合算額で認められることもあるということ。

(事務局)

そのとおりです。

【委員長】

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

主要地方道一関北上線荒谷地区道路改良舗装（その4）工事（資料 No. 11）

[質疑等]

【委員】

非公表資料No.11-2の開札前審査の点数ですが、この中のNo.6の業者とNo.10の業者が同じ北上市であるのに地域内拠点の点数に違いがありますが、何か理由があるでしょうか。

(県南本局)

本来は、同じ点数になるものと思いますが、開札前審査の場合は、各入札参加者から申請があった点数をそのまま転記しております。本来は、No.10の業者が0点と記載することが正しいのですが、開札前審査であるので、内容に誤りがあってもそのままとしているものです。

【委員】

そうすると、この資料でチェックが入っていますが、これはどのような意味合いでしょうか。

(県南本局)

業者が書いたとおりに記載してあるか、計算が合っているかのチェックであり、中身については審査しておりません。内容の審査につきましては、次の頁となりますが、開札後審査で、落札候補者については内容をチェックして点数に誤りがないかを審査しているものです。

内容の審査は事後審査という形で、申請どおりの点数であるかをきちっと審査しております。

【委員】

事後審査で業者が申請した点数が大幅に違う場合、入札結果に影響を及ぼす場合はどのようになるのでしょうか。

(県南本局)

評価点の合計点数で順位を決定していますので、第一順位の者が点数に異動があつて次順位の者より下がった場合は、次順位の者を落札候補者として審査を行う、というふうにして、順次に入れ替えながら作業をして、最終的に落札者を決定します。

【委員】

過去にそのような事例はなかったのでしょうか。

(県南本局)

過去にはあつたと聞いていますが、今年度では、数値は動きましたが順位が変わつたような事例はございません。

【委員長】

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

岩洞第一発電所1・2号水車発電機分解点検補修ほか改良工事（資料 No. 12）

[質疑等]

【委員】

8頁の見積調書ですが、東芝の一社ということで、7回の見積提示となっていますが、これはその場でのやり取りということでしょうか。

(企業局)

見積合わせということで、発注者側から、提示する額を東芝に示すとか、事前に何かをやり取りすることは全くありません。双方とも事前のやり取りがあつて見積合わせをしているというものではありません。

【委員】

相対で見積合わせを行うということで、相手方が決まっている1者の随意契約でも何度も見積合わせを行うことになるわけですね。

(事務局)

最初の水車発電機の据付工事におきましては競争で行いますが、それ以降の補修工事におきましては既設の機器でもって一部の機器の補修を行いますので、据付したメーカーとの随意契約が最も適切な方法と考えるところであります。

【委員】

そのとおりでしょうけれども、要するに価格のやり取りですが、相手方は決まっております、随意契約ですから、価格の提示とまでは申しませんが、200万円づつ下げて何度も見積書を出す意味というのは何かあるのでしょうか。

(企業局)

随意契約でも予定価格がありますので、予定価格以下になるまで見積りをいただくというルールに則っているものであります。随意契約の場合、見積もり回数というものもありませんので、何度も出していただくことになります。

【委員】

随意契約の場合、予定価格の公表というものはないのですか。

(企業局)

公表はしておりません。

【委員】

そうですか。競争入札では行っておりますね。

(企業局)

競争入札では公表しております。

【委員】

技術的なこと、資材などはそのまま、予定価格を下回るまで何回も見積書を提出するという形式でしょうか。

(企業局)

対面で相手方が1者ではありますが、通常の入札の場合と同じように行い、見積書の提出を受け、見積額が予定価格を超えていれば、再度の見積書の提出をお願いして、見積額が予定価格以下になるまでこれを繰り返すという形です。

【委員】

金額だけのやり取りですか。中身を変えてそれに近づけていくということではなくて、あくまで金額だけという。

(企業局)

設計は既に決まっていますので、それに基づいて予定価格を立てておりますので、その予定価格に至るまで見積りを出していただくことになります。

【委員】

確認させてください。前回の補修工事が平成 15 年で、それから 12 年ほど経過したわけですが、工事概要にも記載があるとおり設置後 50 年経過とありますが、今回の改修工事により、あとどれぐらいの期間、設備がもつものでしょうか。

(企業局)

分解点検の周期ですが、企業局の電気工作物保安規定で最長で 15 年と定めていますが、岩洞第一発電所は主要な施設と位置付けており、10 年から 15 年程度で補修を行うことで計画しております。

岩洞第一発電所は、夏場の灌漑用水の期間は連続運転、非灌漑期は電気需要に応じて運転するという間欠的な運転ということがあり、これを 10 年から 12 年、連続して行うということで、そういった内容での補修を行うこととしております。

【委員】

そうしますと、あと 10 年程度は設備がもつということになると思いますが、結局、全ての発電設備を新設、更新するということまでには至っていないということでしょうか。建築物で 50 年というのは結構長い方と思いますが、50 年経過しても補修だけで維持できるかということを知りたかったのですが。

(企業局)

運転開始して 55 年経過しておりますが、ほぼ 10 年毎に設備の点検補修を行っておりますので、これからも運転を継続できます。恐らくは、あと 20 年から 30 年、運転できるかと思えます。ただ、そうなりますと、設備自体の陳腐化や、いろいろなところ、目に見えないところでの劣化がありますので、その際には新たな設備の建設が必要になってくると思っております。

(委員長)

他に質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

(3) その他

[事務局から説明]

県が締結する契約に関する条例の制定について (資料No.13)

[質疑等]

【委員】

素案についてですが、禁止事項がいくつか見えておりますが、この条例の場合の禁止事項に反した場合といいますか、努力事項なのか、法的な制約というのはどうでしょうか。例えば、5 頁の 46 番に禁止事項があり、既に実施されていることかと存じますが、こうしたことを設定することによって強まるといった理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

取組素案に記載されている事項ですが、今ご指摘のありました 46 番の事項で申しますと、もともとは建設業法で禁止されている事項でございまして、そうしたものが、随所にちりばめられているというものでございます。

基本的には、あらためて県として、契約の中で確保しなければならない事項であるとか、事業者の取組みに配慮すべき事項を取組素案として盛り込んだものであります。何かに違反したら過料になるなど

というものは条例の中で規定されてはございません。

7 その他

(事務局)

2点ほどございます。

まず、次回の委員会の日程等についてお知らせいたします。

次回の委員会の開催は2月上旬の開催を予定しておりますが、委員の皆様の日程を伺い、決定次第お知らせすることといたします。

また、審議対象工事を抽出する委員は、今回は、佐藤委員にお願いすることとなりますので、佐藤委員には、別途、ご依頼申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員の任期についてご報告いたします。

審議会委員の任期は、1期2年となっており、今期は本年11月28日までの任期となっております。

各委員の皆様には、あらかじめ就退任のご意向を確認してございますが、審議会等の設置指針におきまして、任期は8年が限度とされております。

従いまして、熊谷委員におかれましては、4期8年の間、委員にご就任いただき、ご指導賜りましたが、11月28日までとなっている現在の任期で満了となりますことをご報告申し上げます。

なお、他の委員の皆様につきましては、引き続き、委員の就任をご承引くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、佐藤副部長から御礼の御挨拶を申し上げます。

(佐藤副部長)

長時間にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。

本日の審議の内容等につきましては、今後の入札契約業務に活かしてまいりたいと存じます。

ただいま説明がございましたが、当委員会の委員任期は1期2年となっており、今期は、本年11月28日をもちまして、任期満了を迎えることとなっております。この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

特にも、今期で退任となります熊谷委員におかれましては、平成19年から4期8年にわたり、当委員会の委員にご就任いただきました。心から感謝申し上げます。

熊谷委員にご就任いただいた当時を振り返りますと、条件付一般競争の全面導入、あるいは電子入札の全面運用など、入札制度の大きな改革に取り組んでいた時期でもございました。また、入札状況をみますと、先ほどの審議の中でもご指摘いただいたとおり、平成19年度の平均落札率は83.7%という低い状況で、低入札の工事が多かった時期でもございました。

低入札対策につきましては、平成19年度以降、失格基準価格の導入や調査基準価格の引上げなど、低入札価格調査制度の見直しに取り組んできたところであり、熊谷委員からは、これらの見直しに向け、貴重なご意見、ご提言を頂戴したところでございます。

また、平成23年3月の東日本大震災津波の発災以降は、低入札から入札不調へと、入札を巡る環境が大きく変わる時期でもございました。そうした中で、適時、適切なご意見を頂戴しまして、スピーディに入札不調対策に取り組むことが出来たことは、熊谷委員をはじめ、お集まりの委員の皆様のお蔭であると心から感謝申し上げます。

熊谷委員におかれましては、ご健康に留意され、今後一層のご活躍を祈念申し上げますとともに、県の施策に対しまして、引き続き、ご指導、ご鞭撻いただければ幸いです。

また、他の委員の皆様におかれましては、引続き当委員会の委員就任をご承引くださいますようお願い申し上げます、御礼といたします。

本当にありがとうございました。

(事務局)

熊谷委員から一言ご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしく願いいたします。

(委員)

ただいま丁寧なご紹介を頂戴いたしました、8年務めさせていただきました熊谷と申します。委員の皆様方、それから説明に来てくださる行政の方々の丁寧な回答、お話を伺い、岩手県は大丈夫だなと思い、安心しております。これからの復興工事をますます進めて、これからの岩手県が大いに繁栄していくことを切に希望して、退任のあいさつにしたいと存じます

有難うございました。

(拍手)

8 閉会